

平成29年8月21日
国家戦略特区WG
東京都提出資料

「選択的介護」モデル事業の検討状況について

平成29年8月21日
東京都

1. 「選択的介護」検討のこれまでの経過

経過

2月10日 国家戦略特別区域会議において「選択的介護」について提案

2・3月中 都と豊島区が共同で、介護事業者、各種の関係団体、学識経験者等へのヒアリングを実施

3月末 ヒアリング結果等を基に、選択的介護として想定される状況やニーズ、留意点、法的規制等について、「選択的介護」に係るモデル事業実施に向けた基本的考え方として整理

5月19日から6月9日まで

モデル事業に関する情報収集及び参加への意向調査のため、R F I（Request For Information）を実施

6月2日 第1回選択的介護モデル事業に関する有識者会議を開催。モデル事業実施に向けた基本的考え方や論点等について議論

6月26日、27日、7月3日

R F Iにおいて提案等のあった全ての事業者との意見交換を実施

8月2日 第2回選択的介護モデル事業に関する有識者会議を開催。RFI結果の取りまとめ及び民間事業者との意見交換の状況などの報告を踏まえ、今後の検討の方向性等について議論
利用者の視点からのモデル事業実施に当たっての実務レベルでの課題整理・検討等のため、ケアマネジャーを中心としたワーキンググループを設置

2. 「選択的介護」モデル事業実施に向けた検討スケジュール（当初想定）

- 本年度は平成30年度からのモデル事業の開始に向け、モデル事業で実施すべき内容の検討、モデル事業実施事業者の募集・選定、モデル事業における検証事項の設計を、以下に示すスケジュールで行う。
- なお、選択的介護で取り上げるべきテーマは多岐にわたり、かつ検証用データの取得には2年程度を要すると考えられることから、モデル事業で実施する内容及びモデル事業実施事業者は、平成30年度開始分と平成31年度開始分の2回に分けて募集・選定する。

		平成29(2017)年度												平成30 (2018) 年度	平成31 (2019) 年度	平成32 (2020) 年度
		第1Q			第2Q			第3Q			第4Q					
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月			
有識者会議				■	■		■			■				■		
(1)行政 サイドの 実施事項	事業者からの情報収集・意見募集 (RFI)		→													
	モデル事業の実施計画策定		→													
	モデル事業参加者の募集 (仕様書・RFP作成)・仮選定			→												
	モデル事業実施可能性の検証 (プレFS) に向けた検討				→											
	その他 (特区手続き等)	- - - - - 状況を踏まえつつ適宜実施 - - - - -														
(2)事 業者サイ ドの実施 事項	モデル事業実施に向けた詳細計画策定					→										
	モデル事業実施に向けた準備									→						

モデル事業
(平成30年度開始分)

モデル事業
(平成31年度開始分)

3. 「基本的考え方」> 「選択的介護」検討の背景

背景

- 急速な少子高齢化が進む中、地域の特性を踏まえた地域包括ケアシステムの構築が急務となっており、高齢者の様々な需要に応える介護サービスの基盤整備が必要となっている。
- 今後の高齢者のボリューム層である団塊の世代の中には、自ら選択して自分の目指す生活スタイルにあった保険外サービスを組み合わせたいという意向を持つ者もいる。また、介護と仕事の両立を支援する「家族向け」サービスへの需要も高まっている。
- 介護保険サービス及び保険外サービスへの需要が大きくなる一方、サービス提供側に目を向ければ、介護分野を支える人材の確保がこれまで以上に困難な状況にある。
- このため、提供するケアの質を維持しつつ、サービスの効果や効率を高めるような取り組みが求められている。

国家戦略特区におけるモデル事業（平成30年度～）

- 介護保険サービスと保険外サービスは、現状でも、明確に区分すれば組み合わせ提供は可能
- 現状の制度では実施できない、より柔軟な組み合わせによる提供形態を検討し、高齢者及び家族のニーズへの対応と事業者の運営効率向上を目指す

4. 「基本的考え方」> 「選択的介護」に関する制度等の現状

介護保険サービスと保険外サービスの同時・一体的提供

- ◆ 保険外サービスは、保険給付対象サービスと明確に区分し、利用者の自己負担によるサービス提供は可能
⇒ 介護保険給付と保険外の同時・一体提供は不可（平成11年9月17日老企第25号・平成12年11月16日老振第76号）

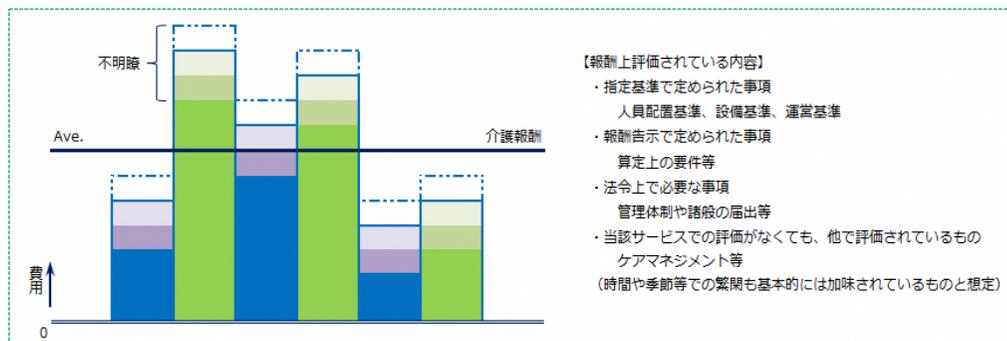
【何故「明確な区分」が必要か？】

- ・ 「明確な区分」がされずに不適切な給付がなされると、多くの被保険者に不利益を与えることになる。 等

介護保険サービスに付加価値をつけた部分への料金設定

- ◆ 介護保険の給付対象サービスの価格は、国が定める公定価格（介護報酬）であり、公定価格を上回る価格を設定することはできない。（介護保険法第41条第4項）

- ・ 介護報酬の理念としては、全ての被保険者を対象に、公平・公正に介護保険サービスが提供されるために必要な（平均的）費用が介護報酬の中に評価されている。



- ◆ 介護保険の給付対象サービスの価格は、介護報酬として定められており、事業者は利用者から、定められた利用料以外は徴収できない。（平成11年3月31日厚生省令第37号・平成24年10月11日都条例第111号の場合は第24条）

- ・ 基準第20条（利用料等の受領）の規定は、「保険制度の公平性を担保し、利用者保護を図るため、あいまいな名目の費用の徴収を認めない」という趣旨のもと設けられている（定められた利用料以外の徴収を認めてしまうと、それを払えない人が本来等しく受けられるべきサービスが受けられなくなる）

5. 「基本的考え方」> 「選択的介護」の検討に向けた課題

- 先行する検討結果等や介護保険サービス及び保険外サービスを提供する事業者等の意見を踏まえると、「選択的介護」の検討に向けた課題は以下のように整理できる。

「選択的介護」の前提として検討しておくべき課題

1. 保険内・外のサービス併用の可否の判断における自治体（保険者）ごとの違い
2. 介護保険サービスにおける自立支援に向けたケアマネジメントの徹底
3. 介護人材確保や処遇改善に向けた事業者における事業運営の改善
4. 利用者の生活ニーズに応える魅力的な保険外サービスの創出不足
5. 低所得者におけるサービス利用への配慮

「選択的介護」において検討すべき課題

1. 「選択的介護」が求められる生活ニーズの絞り込み
2. 柔軟なサービス提供を阻んでいる運営基準等の規制に関する検討
3. 「選択的介護」の効果を検証する方法とそれを運営する仕組みの確立
4. 「選択的介護」において利用者等の権利・尊厳を守る責任主体の明確化
5. 低所得者における「選択的介護」の利用への配慮

6. 「基本的考え方」> モデル事業の実施に向けた基本的考え方

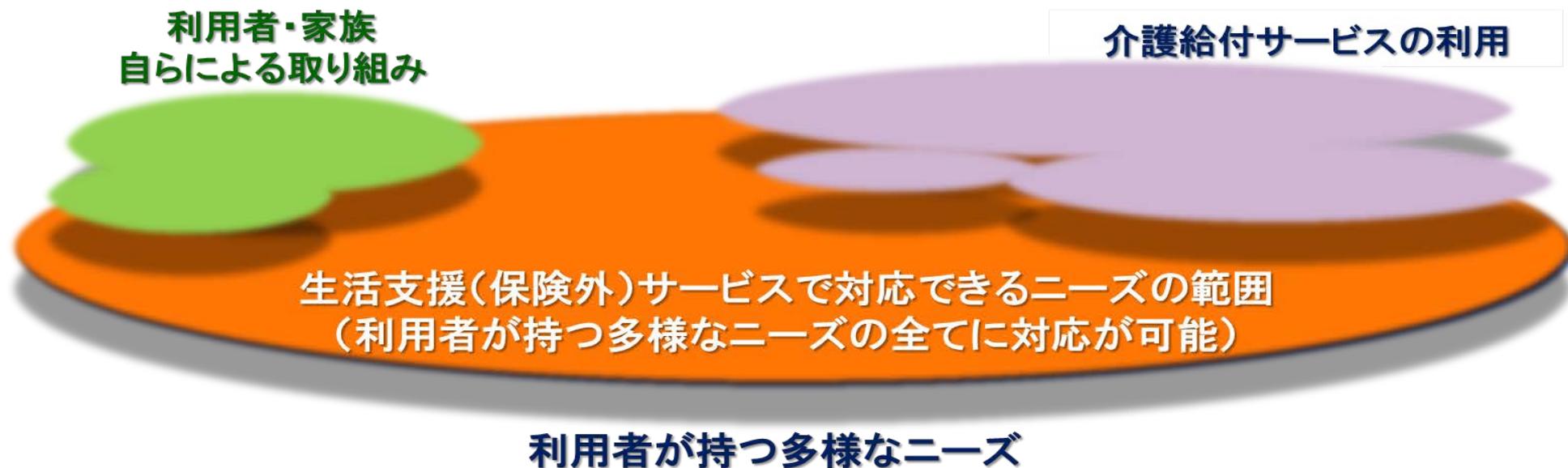
- 前頁に示した課題を踏まえると、今後「選択的介護」のモデル事業の実施に向け、その可能性を検討していく上では、以下に示す基本的な考え方をおき、具体的なモデル事業内容の検討と検証を進めていく必要がある。

(1) 利用者需要と自立支援	<ul style="list-style-type: none">（特に保険外サービス部分）あくまでも利用者に需要があることが起点一方、保険給付は「自立支援」（＝出来る限り自分で出来ることを増やす）が基本社会環境の変化を踏まえ、将来のニーズへの対応も考慮する必要がある
(2) サービスの提供の保障	<ul style="list-style-type: none">介護保険制度は社会保険であり、条件を満たす被保険者全てにサービスが提供される環境の整備は保険者の責務介護人材の不足等の供給制約が見込まれる中、サービスの提供が保障されやすいように制度を見直し、サービスの提供効率を高める
(3) 給付の公正性の確保	<ul style="list-style-type: none">社会保険としての性格上、給付が公正なものとなるよう（＝不適切な給付が見過ごされないよう）な体制を整える必要がある上記（1）（2）を満たす場合であっても、不公正につながるサービスは実施しない
(4) 契約者の判断能力等に 応じた支援・保護	<ul style="list-style-type: none">自由契約に基づく市場を形成するためには、契約者である高齢者が安定した契約関係を築くための環境整備が必要上記（1）～（3）を満たす場合であっても、環境整備等が見込めないサービスは実施しない

保険外サービスは、利用者を起点として考えることを基本とすべきもの。

現行ルールでは、介護給付サービスに対して「上乘せ」「横出し」という考え方になっているが、真に利用者のニーズに対応した効率的・効果的なサービスを発想する上では、介護給付サービスと一体的なサービスの活用が望まれる。

利用者を起点とした考え方(イメージ)



出典：日本総研作成「保険外サービスへのアプローチ ～供給面から」から抜粋・加工

(これまでの議論の意見として)

- … ただし、利用者に本当にどのような需要(ニーズ)があるか、把握は難しい
- … 利用者の潜在的な需要を考慮して、事業者の創意工夫を発揮できる環境も必要
- … 保険外サービスにおいても、自立支援を阻害しない工夫が必要ではないか

7. 「基本的考え方」> 「選択的介護」で想定されるニーズ、規制、期待する効果、課題・懸念

これまでの検討結果を踏まえると、「選択的介護」において想定されるニーズ、規制、期待する効果、課題・懸念として以下のようなものが挙げられる。

	想定ニーズ	関連する規制等	期待する効果	課題・懸念
1. 同時一体的提供	居宅内 (訪問介護、定期巡回等) 1. 介護を担う家族分の家事の支援 (例: 調理、洗濯、掃除・片づけ) 2. 短時間で提供できる付加的な生活支援サービスの一体的提供 (例: 家電・IT機器の利用のサポート、ペットの世話、環境調整、話し相手等)	・老振第76号(明確に区分する旨の通知) ・老振第76号(明確に区分する旨の通知) ・介護報酬(※保険外を同時提供した相当分を短縮しないように解釈する必要がある)	介護家族の負担軽減 自立支援の促進(ケアの質の向上) 保険外サービスの提供効率の向上	(利用者、ケアマネジメント) ・自立支援に反する利用になる懸念 ・事業所ごとにサービス・価格が多様化し、ケアプラン作成が困難になる懸念 ・ケアマネジャーの業務負荷が過大になる懸念 ・判断能力の低下した高齢者に対し、不必要なサービスが提供される懸念 (事業者) ・事業者が自費に偏り、質が低下する懸念 ・給付に係る事務手続きが煩雑になる懸念 ・ローカルルールが増える懸念 ・スタッフのモチベーションが低下する懸念 ・人材確保がより困難になる懸念 (保険者) ・給付費の増大を招く懸念
	居宅外・外出先 (訪問介護等) 3. 居宅外/外出先での介護の提供(※保険外サービスを含む) (例: 通院付き添い、金融機関・行政への同行、会食等の場での家事支援等)	・介護報酬(※そもそも居宅外では給付対象外)	自立支援の促進(ケアの質の向上)	
	通所介護(デイサービス) 4. 利用者に対するデイサービスの場での保険外サービスの提供 (例: 弁当販売、理美容の提供、洗濯環境の提供等) 5. 送迎経路上の立ち寄り、途中乗車・下車 (例: 経路途中でのスーパー等への立ち寄り、途中乗車・下車等)	・運営基準(通所介護の設備・人員基準) ・介護報酬(※保険外提供分の扱い) ・各種業法(食品衛生法、公衆浴場法、クリーニング業法等) ・運営基準(サービス提供に係る基準) ・道路運送法(タクシー等事業との整理)	利用者の利便性向上と自立支援の促進 サービスの高付加価値化 利用者の利便性向上と自立支援の促進 サービスの高付加価値化	
	6. 介護給付利用者以外へのサービス提供 (例: 要介護度が改善した人や要介護者家族への施設開放等)	・運営基準(設備及び人員配置の基準)	利用者の利便性向上と自立支援の促進 施設の稼働効率の向上(生産性向上)	
2. 上乗せ料金設定	付加価値に応じた上乗せ料金 7. 上乗せ(かつ、同時一体的にサービス提供) ※介護給付サービスのみを範囲とした価格上乗せは対象外	(上記1.に同じ)	保険外サービス部分の高付加価値化 保険外サービスの提供効率の向上	(利用者、ケアマネジメント) ※同上 (事業者) ・給付に係る事務手続きが煩雑になる懸念 ・ローカルルールが増える懸念
	繁忙期や経費上昇時の上乗せ料金 8. 介護報酬では充当し切れない追加費用相当分の上乗せ (年末年始・夜間等の割増人件費、相場変動に伴う人件費、賃料、燃料等の上昇等)	・介護保険法41条4項	介護人材の確保 事業所の赤字の削減	

8. R F I（モデル事業に関する事業者からの提案等）の結果等（1）

応募等状況

- 5月19日から6月9日まで情報提供・提案等を受付
- 18者から情報提供・提案等
【内訳】 介護サービス事業者：13、介護関係以外の事業者：4、介護関係団体：1

意見交換の実施

以下の日程により、応募のあった全ての事業者と意見交換を実施

- **6月26日（月曜日）**
生活協同組合・東京高齢協、株式会社やさしい手、セントケア東京株式会社、豊島ケーブルネットワーク株式会社、株式会社ニチイ学館・一般社団法人日本在宅介護協会・日本電気株式会社、有限会社マルシモ
- **6月27日（火曜日）**
ケアパートナー株式会社、株式会社日本ケアサプライ、株式会社ドリームONE、株式会社大起エンゼルヘルプ、株式会社早稲田エルダリーヘルス事業団、アースサポート株式会社、日本リック株式会社
- **7月3日（月曜日）**
株式会社ツクイ、東電パートナーズ株式会社、ワタミ株式会社

8. R F I（モデル事業に関する事業者からの提案等）の結果等（2）

提案等の想定ニーズによる分類

- ※ 件数については、事業者が○を付した数であり、具体的な提案等記載のないものも含まれる。
- ※ また○が付いていないものの、詳細アイデアに含まれる場合も件数に含める。
- ※ 提案者数については、具体的な提案等記載があった事業者数

大項目	中項目	小項目	情報提供件数	提案者数
I. 介護保険サービスと保険外サービスの同時・一体的提供	居宅内 (訪問介護、定期巡回等)	1. 介護を担う家族分の家事の支援 (例: 調理、洗濯・片づけ)	10件	10者
		2. 短時間で提供できる付加的な生活支援サービスの一体的提供 (例: 家電・IT機器の利用のサポート、ペットの世話、環境調整、話し相手等)	10件	9者
	居宅外・外出先 (訪問介護等)	3. 居宅外/外出先での介護の提供 (※保険外サービスを含む) (例: 通院付添い、金融機関・行政への同行、会食等の場での家事支援等)	9件	8者
	通所介護 (デイサービス)	4. 利用者に対するデイサービスの場での保険外サービスの提供 (例: 弁当販売、理美容の提供、洗濯環境の提供等)	13件	9者
		5. 送迎経路上の立ち寄り、途中乗車・下車 (例: 経路途中でのスーパー等への立ち寄り、途中乗車・下車等)	3件	3者
		6. 介護給付利用者以外へのサービス提供 (例: 要介護度が改善した人や要介護家族への施設開放等)	4件	3者
	(その他)	7. 上記以外	16件	8者
II. 介護保険サービスに付加価値を付けた部分への料金設定	付加価値に応じた上乗せ料金	1. 付加価値に応じた上乗せ (かつ、同時・一体的にサービス提供) ※ 介護保険サービスのみを範囲とした価格上乗せは対象外	14件	6者
	繁忙期や経費上昇時の上乗せ料金	2. 介護報酬では充当しきれない追加費用相当分の上乗せ (年末年始・夜間等の割増人件費、相場変動に伴う人件費、賃料、燃料等の上昇等)	7件	3者
	(その他)	3. 上記以外	1件	0者

9. 今後の方向性の大まかな整理（1）-1

大まかな整理

1. 「選択的介護」モデル事業メニューとして、比較的早期に実施が可能と見込まれるもの

▶ 【同時・一体的提供関係】 訪問介護等の訪問系サービスにプラスアルファのサービスを一体的に提供

(1) 介護を担う家族分の家事支援の一体的提供

(2) 利用者本人向けの短時間で提供できる付加的な生活支援サービスの一体的提供

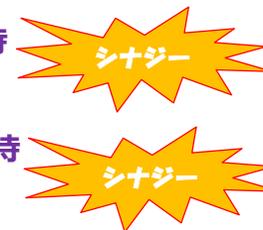
※ ペットの世話、家電不具合の調整等

(3) ICT機器を活用したサポートの一体的提供 ← (1)・(2)との組み合わせも期待

※ 服薬管理ロボットの活用、モーションセンサーの活用等

(4) 生活援助（買い物）における代金一時立替え ← (1)・(2)との組み合わせも期待

(5) 通院介助と院内介助・付き添いの一体的提供



(提案等状況)

- 事業者からの提案等は多数寄せられており、内容も多種多様

(意見交換での事業者コメント等の状況)

- 保険外として生活支援や家事援助、院内介助のサービスは現行でも一定程度提供されており、ニーズはある。サービス効率化等にも資する可能性があるなどの意見が聞かれた。

(課題等)

- 保険内と保険外を明確に区分する方法等について、ケアマネジメント面での対応やICT機器の活用などが挙げられたが、モデル事業として実際の運用に向けた具体的な解決方策等については、引き続き整理等が必要

(次ページへ続く)

9. 今後の方向性の大まかな整理（1）-2

大まかな整理

（前ページからのつづき）

（整理等を要する各種規定）

○ 「**指定訪問介護事業所の事業運営の取扱等について**」（平成12年11月16日老振第76号）

「…保険給付の範囲外のサービスについて、利用者と事業者との間の契約に基づき、保険外のサービスとして、保険給付対象サービスと明確に区分し、利用者の自己負担によってサービスを提供することは、当然可能である。また、こうした事例への対応については、居宅サービス計画の策定段階において利用者に十分説明し、合意を得ることが重要であることから、指定居宅介護支援事業者にあっても、十分に留意して居宅サービス計画の作成に当たることが必要である。」

○ 「**訪問介護におけるサービス行為ごとの区分等について**」（平成12年3月17日老計第10号）

⇒ 18ページ参照

○ **指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準**
（平成11年3月31日厚生省令第37号）

⇒ 人員配置基準関係（ヘルパーの員数、サービス提供責任者の員数・専従） ⇒ 19ページ参照

⇒ 運営基準関係（勤務体制の確保等、会計の区分、記録の整備等）

（その他）

○ 「生活援助」に係る人員基準の緩和やそれに応じた報酬の設定に関する国の検討 ⇒ 20～23ページ参照

9. 今後の方向性の大まかな整理（2）-1

大まかな整理

2. 「選択的介護」モデル事業メニューとしていくために、さらに検討を要すると見込まれるもの

▶ 【上乗せ料金設定関係】 資格・技能等への追加料金、繁忙期料金

（1）付加価値に応じた上乗せ料金の設定

※ ヘルパーが有する資格や技能、経験値に対して、追加料金を設定

（2）介護報酬では充当しきれない追加費用の上乗せ料金の設定

※ 年末年始、大型連休などの介護スタッフの確保が困難となる時期に割増料金を設定

（提案等内容）

○ 非常に意欲的な事業者も見られたが、提案等として具体的な記載がないものも多数あった。

（意見交換での事業者コメント等の状況）

- 美容師などの指名の例からイメージ・興味をもっている様子であったが、以下のような問題点などから、否定的な意見がいくつか示された。
 - 指名された人を継続して派遣することの確実性の問題
 - ヘルパー間のモチベーションの問題
 - 管理面（利用者を見守る目が特定のヘルパーだけに限定されてしまうこと、利用者とヘルパー間でのやりとりが外から見えなくなってしまうこと等）での問題
- 上乗せ料金をどう評価するのか、その基準をどうするのかといった疑問も聞かれた。

（課題等）

- 国の規制改革実施計画における柔軟な価格設定の在り方に関する今後の整理等の状況の把握
- 利用者のニーズ（ウォンツ）的な面の把握、人材を主とした供給面の把握、価格設定の水準や方法等を始めとした仕組み等の整理を含め、モデル事業の可能性等についてさらに検討を深めていくことが必要

（次ページへ続く）

9. 今後の方向性の大まかな整理（2）-2

大まかな整理

（前ページからのつづき）

（整理等を要する各種規定）

○ 介護保険法（平成9年法律第123号）

第41条（居宅介護サービス費の支給）関係

⇒ 「「選択的介護」に係るモデル事業実施に向けた基本的考え方」 24ページ参照

- 介護保険の給付対象サービスの価格は、国が定める公定価格（介護報酬）であり、公定価格を上回る価格を設定することはできない。

○ 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年3月31日厚生省令第37号）

第20条（利用料等の受領）関係

⇒ 「「選択的介護」に係るモデル事業実施に向けた基本的考え方」 25ページ参照

- 介護保険の給付対象サービスの価格は、介護報酬として定められており、事業者は利用者から、定められた利用料以外は徴収できない。

9. 今後の方向性の大きな整理（3）-1

大まかな整理

3. 利用者の生活課題解決・生活環境改善だけでなく、介護保険サービスの効率化などにも資することが期待され、「保険外サービス」として提供可能と見込まれるもの（シナジー効果への期待）

▶ 服薬管理ロボットの導入による薬の飲み忘れ・飲み残し等防止

【利用者への効果】本人の体調安定、他サービス活用可能性 ⇒ 生活の充実等

【事業者への効果】訪問介護での服薬チェック時間縮減 ⇒ サービス効率化・人材稼働向上

<懸念・課題等>

- 服薬管理ロボット導入に係る費用負担。居宅療養管理指導による無料の機器レンタルサービスの例もあり。 など

▶ 利用者宅へのモーションセンサー設置による密度の濃いアセスメントの実施

【利用者への効果】本人・家族の安心、他サービス活用可能性 ⇒ 生活の充実等

【事業者への効果】生活リズムを詳細に把握し、利用者には最適なサービスプランへ見直し ⇒ サービスの効率化・人材稼働向上

<懸念・課題等>

- モーションセンサー設置に係る費用負担（定期巡回サービスとしてオペレーター関与等の場合、事業者側の負担）
- 上記設置費が利用者負担の場合、定期巡回のオペレーターは対応不可
- プライバシー等の観点から、利用者本人・家族への丁寧な説明や同意等手続の適切な実施の確保 など

▶ 訪問介護等サービス提供状況の家族等へのリアルタイム提供（配信）

【利用者への効果】本人・家族の安心、介護者の生活安定 ⇒ 生活の充実等

【事業者への効果】ヘルパーのサービス改善意識向上、情報共有の円滑化
⇒ サービスの効率化・人材稼働向上・盗難等リスク減少

<懸念・課題等>

- 機器類設置に係る費用負担（定期巡回サービスとしてオペレーター関与等の場合、事業者側の負担）
- 上記設置費が利用者負担の場合、定期巡回のオペレーターは対応不可
- プライバシー等の観点から、利用者本人・家族への丁寧な説明や同意等手続の適切な実施の確保 など

（次ページへ続く）

9. 今後の方向性の大きな整理（3）-2

大まかな整理

（前ページからのつづき）

▶ 日用品等購入時の代金一時立替え（買い物支援の際にその都度財布を渡さなくて済む・訪問前に買い物対応）

【利用者への効果】本人の利便向上、お金を手渡す負担削減、他サービス活用可能性 ⇒ 生活の充実等

【事業者への効果】訪問介護の買い物効率化・時間縮減 ⇒ サービス効率化・人材稼働向上・盗難等リスク減少

＜懸念・課題等＞

- 金銭管理等の問題として、利用者本人・家族への丁寧な説明や同意等手続の適切な実施の確保 など

▶ 旅行やお墓参りへの同行支援

【利用者への効果】本人の利便向上、外出意欲向上、健康意識向上 ⇒ 健康回復・社会参加等

【事業者等への効果】リハビリ等サービス顧客確保

＜懸念・課題等＞

- 利用者負担が高額になるケースも想定されるため、利用者本人・家族への丁寧な説明や同意等手続の適切な実施の確保
- 訪問介護のヘルパーが同行者として対応する場合、訪問介護の人員基準等に抵触しない体制の整備が必要 など

▶ デイサービスでの冷凍弁当の持ち帰り販売（栄養面でも配慮された食事を、食べたいときに温かい状態で食べられる）

【利用者への効果】本人・家族の利便向上 ⇒ 生活の充実等

【事業者等への効果】新たな収入・訪問介護の買い物効率化・時間縮減 ⇒ 収益向上・サービス効率化・人材稼働向上

＜懸念・課題等＞

- 弁当を購入する・しないで、本体サービス（通所介護）の提供上何らかの差別が生じないようにすること
- 利用者本人・家族への丁寧な説明や同意等手続の適切な実施の確保 など

（次ページへ続く）

9. 今後の方向性の大まかな整理（3）-3

大まかな整理

（前ページからのつづき）

▷ デイサービスでのコインランドリーサービス

【利用者への効果】本人の利便向上、他サービス活用可能性 ⇒ 生活の充実等

【事業者等への効果】新たな収入・訪問介護での洗濯効率化・時間縮減 ⇒ 収益向上・サービス効率化・人材稼働向上

＜懸念・課題等＞

- コインランドリーを利用する・しないで、本体サービス（通所介護）の提供上何らかの差別が生じないようにすること
- コインランドリー設備等について、通所介護の専用設備等との関係上、設備基準等に抵触しないものとして整理できるか
- コインランドリーの利用の支援等に当たる職員が、通所介護の介護職員等と兼務するような場合、人員配置基準等に抵触しないものとして整理できるか
- ケアプランへの位置付けや、利用者本人・家族への丁寧な説明や同意等手続の適切な実施の確保 など

4. その他（介護保険関係以外の法令上の確認が必要と考えられるもの）

▷ デイサービスの送迎車の活用

【利用者への効果】本人の利便向上 ⇒ 生活の充実等

【事業者等への効果】車両設備の有効活用・訪問介護の買い物効率化

＜懸念・課題等＞

- 道路運送法等の関係法令への対応（法令の遵守、安全運行のための設備等保守等）
- デイサービスの車両が、送迎以外に使われることに対して地元や地域住民等の理解
- デイサービスの運営に支障を生じないために何らかの配慮・担保をすること など

【参考】「訪問介護」のサービス内容等について

訪問介護の概要②

「訪問介護」とは、訪問介護員等（※）が、利用者（要介護者等）の居宅を訪問し、入浴・排せつ・食事等の介護、調理・洗濯・掃除等の家事等を提供するものをいう。

※「訪問介護員等」

介護福祉士、実務者研修修了者、介護職員初任者研修修了者、
旧介護職員基礎研修修了者、旧訪問介護員1級又は旧2級課程修了者をいう。

※「訪問介護におけるサービス行為ごとの区分等について」（平成12年3月17日厚生労働省老健局老人福祉計画課長通知）（いわゆる「老計10号」）

身体介護（抜粋）

- 1-0 サービス準備・記録等：サービス準備は、身体介護サービスを提供する際の事前準備等として行う行為であり、状況に応じて以下のようなサービスを行うものである。：健康チェック／利用者の安否確認、顔色・発汗・体温等の健康状態のチェック／環境整備／換気、室温・日あたりの調整、ベッドまわりの簡単な整頓等／相談援助、情報収集・提供／サービス提供後の記録等
- 1-1 排泄・食事介助：排泄介助（トイレ利用・ポータブルトイレ利用・おむつ交換）／食事介助／特段の専門的配慮をもって行う調理
- 1-2 清拭・入浴、身体整容：清拭（全身清拭）／部分浴（手浴及び足浴・洗髪）／全身浴／洗面等／身体整容（日常的な行為としての身体整容）／更衣介助
- 1-3 体位変換、移動・移乗介助、外出介助
- 1-4 起床及び就寝介助
- 1-5 服薬介助
- 1-6 自立生活支援のための見守りの援助（自立支援、ADL向上の観点から安全を確保しつつ常時介助できる状態で行う見守り等）

生活援助（抜粋）

- 2-0 サービス準備等：サービス準備は、家事援助サービスを提供する際の事前準備等として行う行為であり、状況に応じて以下のようなサービスを行うものである。：健康チェック／利用者の安否確認、顔色等のチェック／環境整備／換気、室温・日あたりの調整等／相談援助、情報収集・提供／サービスの提供後の記録等
- 2-1 掃除：居室内やトイレ、卓上等の清掃／ゴミ出し／準備・後片づけ
- 2-2 洗濯：洗濯機または手洗いによる洗濯／洗濯物の乾燥（物干し）／洗濯物の取り入れと収納／アイロンがけ
- 2-3 ベッドメイク：利用者不在のベッドでのシーツ交換、布団カバーの交換等
- 2-4 衣類の整理・被服の補修：衣類の整理（夏・冬物等の入れ替え等）／被服の補修（ボタン付け、破れの補修等）
- 2-5 一般的な調理、配下膳：配膳、後片づけのみ／一般的な調理
- 2-6 買い物・薬の受け取り：日用品等の買い物（内容の確認、品物・釣り銭の確認を含む）／薬の受け取り

【参考】「訪問介護」の人員等の基準について

訪問介護の基準

必要となる人員・設備等

○訪問介護サービスを提供するために必要な職員は次のとおり

訪問介護員等	常勤換算方法で2.5以上
サービス提供責任者 (※)	介護福祉士、実務者研修修了者、旧介護職員基礎研修修了者、旧1級課程修了者、3年以上介護等の業務に従事した介護職員初任者研修課程修了者 ・訪問介護員等のうち、利用者の数40人に対して1人以上 (原則として常勤専従の者であるが一部常勤職員でも可。) ・以下の要件を全て満たす場合には、利用者50人につき1人 ・常勤のサービス提供責任者を3人以上配置 ・サービス提供責任者の業務に主として従事する者を1人以上配置 ・サービス提供責任者が行う業務が効率的に行われている場合 ※介護職員初任者研修課程修了者(旧2級課程修了者)のサービス提供責任者を配置している場合は、所定単位数を30%減算。
※サービス提供責任者の業務 ①訪問介護計画の作成②利用申込みの調整③利用者の状態変化、サービスへの意向の定期的な把握④居宅介護支援事業者との連携(サービス担当者会議出席等)⑤訪問介護員に対しての具体的援助方法の指示及び情報伝達⑥訪問介護員の業務の実施状況の把握⑦訪問介護員の業務管理⑧訪問介護員に対する研修、技術指導等	
管理者	常勤で専ら管理業務に従事するもの

○訪問介護事業所の設備及び備品等は次のとおり

- ・事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の区画(利用申込の受付、相談等に対応できるもの)を有していること
- ・訪問介護の提供に必要な設備及び備品を備え付けていること

【参考】「訪問介護」の「生活援助」の見直しについて（1）

訪問介護及び訪問入浴介護

論点

（訪問介護）

- 生活援助を中心に訪問介護を行う場合の人員基準及び報酬について、要介護者に対する生活援助の意義を踏まえ、どう考えるか。
- 「生活援助」のみの利用状況については月31回以上の利用者が一定程度いる中で、身体介護も含めた訪問介護の報酬のあり方について、どう考えるか。
- 集合住宅におけるサービス提供の適正化について、どう考えるか。
- 主として身体介護を行う者と生活援助を行う者の役割分担を進めていくことが重要との意見がある中で、サービス提供責任者の役割や任用要件について、どう考えるか。
- 身体介護における自立生活支援のための見守りの援助について、どう考えるか。また、生活機能向上連携加算の取得状況を踏まえ、リハビリテーション専門職の意見を踏まえた訪問介護の実施について、どう考えるか。

介護保険制度の見直しに関する意見(抜粋)

(平成28年12月9日社会保障審議会介護保険部会)

【軽度者への支援のあり方】

- また、介護サービスを提供する人材不足が喫緊の課題である中で、人材の専門性などに応じた人材の有効活用の観点から、訪問介護における生活援助について、要介護度に関わらず、生活援助を中心にサービス提供を行う場合の緩和された人員基準の設定等についても議論を行った。
- この点については、体力的な都合等で身体介護は難しいが生活援助ならできるといふ介護人材も存在し、その人材の活用を図るべきとの意見や、生活援助の人員基準の緩和を行い、介護専門職と生活援助を中心に実施する人材の役割分担を図ることが重要であるとの意見、制度の持続可能性の確保という観点からの検討が必要であるとの意見があった一方で、生活援助の人員基準を緩和すれば、サービスの質の低下が懸念されることや、介護報酬の引き下げにより、介護人材の処遇が悪化し、人材確保がより困難になり、サービスの安定的な供給ができなくなる可能性があるとの意見や、地域によっては生活援助を中心にサービス提供を行う訪問介護事業者の退出につながり、サービスの利用が困難になることが懸念されるため、慎重に議論すべきとの意見もあり、平成30年度介護報酬改定の際に改めて検討を行うことが適当である。

【参考】「訪問介護」の「生活援助」の見直しについて（3）

経済・財政再生計画 改革工程表

経済・財政再生計画改革工程表 2016改定版
平成28年12月21日 経済財政諮問会議

	集中改革期間			2019年度	2020年度～	KPI (第一階層)	KPI (第二階層)
	～2016年度 《主担当府省庁等》	2017年度	2018年度				
	<p>《厚生労働省》</p> <p>通常国会</p> <p>概算要求 税制改正要望等</p> <p>年末</p> <p>通常国会</p> <p>＜⑦公的保険給付の範囲や内容について適正化し、保険料負担の上昇等を抑制するための検討＞ ＜(i)次期介護保険制度改革に向け、軽度者に対する生活援助サービス・福祉用具貸与等やその他の給付について、給付の見直しや地域支援事業への移行を含め検討＞</p>						
負担能力に応じた公平な負担、給付の適正化	<p>軽度者に対する生活援助サービスやその他の給付の在り方について、関係審議会等において検討</p>	<p>軽度者に対する生活援助サービスやその他の給付の地域支援事業への移行について、介護予防訪問介護等の移行状況等を踏まえつつ、引き続き関係審議会等において検討し、その結果に基づき必要な措置を講ずる</p>					
	<p>軽度者に係る生活援助、福祉用具貸与及び住宅改修に係る負担の在り方について、関係審議会等において検討</p>	<p>生活援助を中心に訪問介護を行う場合の人員基準の緩和やそれに応じた報酬の設定について、関係審議会等において具体的内容を検討し、平成30年度介護報酬改定で対応</p>					
	<p>軽度者に係る福祉用具貸与及び住宅改修に係る給付の適正化について、地域差の是正の観点も踏まえつつ、関係審議会等において具体的内容を検討</p>	<p>通所介護などその他の給付の適正化について、介護報酬改定の議論の過程で関係審議会等において具体的内容を検討し、平成30年度介護報酬改定で対応</p>					
				<p>福祉用具貸与の価格を適正化するための仕組みの実施</p>			

【参考】「訪問介護」の「生活援助」の見直しについて（４）

生活援助等の見直し

見直しの方向性

- 介護人材の確保等の観点を踏まえ、生活援助を中心に訪問介護を行う場合の人員基準の緩和やこれに応じた報酬の設定。（30年度報酬改定）
- 通所介護などその他の給付について介護報酬改定の議論の過程で適正化を検討。

訪問介護におけるサービス類型

- ① 身体介護 >> 利用者の身体に直接接触して行われるサービス等
(例:入浴介助、排せつ介助、食事介助 等)
- ② 生活援助 >> 身体介護以外で、利用者が日常生活を営むことを支援するサービス
(例:掃除、洗濯、調理 等)

訪問介護員の人員基準の見直し

